

イギリスの事業再生と Receivershipの果たした役割

専修大学法学部教授 中島 弘雅

- I 本稿の目的
- II イギリスの法的整理と私的整理との関係
- III イギリス倒産法上の事業再生スキーム
— 2種類の再建型企業倒産手続と管理レシーバーシップ
- IV エンタープライズ法の成立とその影響
- V 結びに代えて

I 本稿の目的

昨(2019)年3月に、動産・債権等を目的とする担保の立法に向けて、道垣内弘人教授(当時・東京大学, 現・専修大学)を座長とする「動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会」(以下、「担保法制研究会」と呼ぶ)が設置され、以来活発な議論が展開されている*1。担保法制研究会の第11回会合(2020年1月23日開催)における金融庁からのヒアリングの際に、金融庁の関係官から、債務者の「事業を生かすための担保」として、債務者の全財産を目的とする担保法制を整備し、担保権実行の際には、事業の維持継続が図られるように、担保権者主導で事業全体の譲渡が可能となるような担保法制が実現できないか、との提言がなされたことは、よく知られている通りである*2。この金融庁の提言は、内田貴教授が、2016年に発表した、譲渡担保法制の今後の立法の方向性について論じた極めて刺激的な論文「倒産と非典型担保」において示された方向と軌を一にするが*3、この金融庁の担保法

*1 担保法制研究会の配布資料と議事録は、下記のウェブサイトから入手することができる。

<https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/dou-tanpohousei>

*2 金融庁が、2020年1月23日に、担保法制研究会(第11回)で配布した資料「担保法制の見直しに係る問題提起」参照。

*3 内田貴「倒産と非典型担保」伊藤真=園尾隆司=多比羅誠編集代表『倒産法の実践』(有斐閣、

制に関する立法提言は、イギリス（イングランド及びウェールズ）法系独特の担保である floating charge と、その実行手続としての receivership に示唆を受けた提案であるように見受けられる。

しかし、イギリスの receivership は、単に floating charge の実行手続であるというだけでなく、同時に、事実上、再建型企業倒産手続（事業再生スキーム）としての側面も有する、かなり特異な手続であるといえる。以下では、本誌・野村秀敏教授退職記念号に執筆の機会が与えられたのを機に、receivership が、イギリスの法律実務において、floating charge の実行手続、あるいは経営不振に陥った企業の事業再生の手続として、これまでどのように利用されてきたのかを明らかにし、もってわが国における担保法制の見直しに当たり、包括担保法制ないし全事業担保法制について検討する上での参考に供したいと思う*4。

Ⅱ イギリスの法的整理と私的整理との関係

1 floating charge と receivership

(1) floating charge

イギリスの担保（権）は、占有担保と非占有担保に分けられるが、非占有担保には、mortgage と charge とがある。mortgage（譲渡抵当と訳されることが多い）は、元々は債務の担保として財産権（property）を債権者に移転することをいう。mortgage では、目的財産の権原（title）は、被担保債務の弁済による再移転義務とともに、mortgage 権者に移転する。被担保債務の履行があれば、目的財産の権原は設定者（債務者）に返還される。

これに対し charge は、mortgage とは異なり、設定者から担保権者への権原の移転は生じないが、設定者の有する財産が債務の弁済のための引き当てとなるという形のエクイティ上の担保である。charge には、fixed charge と floating charge がある。その名称から、fixed charge は固定資産を担保目的とし、floating charge は流動資産を目的とすると理解することは誤りであり、担保の名称と対象資産の間

2016年）85頁以下。

*4 本稿は、2020年7月15日に開催された東京弁護士会の担保法研究会（第4回）における筆者の報告原稿に、当日いただいたご意見等を踏まえ、大幅な加筆修正を施したものである。

には関連性はない^{*5}。また、現有財産を担保目的とするのがfixed chargeで、将来財産を担保目的とするのがfloating chargeであるという理解も誤りである。floating chargeだけでなく、fixed chargeも将来財産を担保目的とすることができるからである^{*6}。fixed chargeとfloating chargeとの相違は、担保権設定者が担保目的物を処分するときにおける担保権者の同意の要否にある。つまり、設定者による目的財産の処分につき担保権者の同意が必要な担保権がfixed chargeであり、設定者による目的財産の処分につき担保権者の同意が不要な担保権がfloating chargeである。要するに、会社の事業全体を担保に取りつつ、設定者に通常の営業の範囲での処分を認めるのが、floating chargeである^{*7}。

(2) receivership

floating charge設定者が約束した債務の弁済を怠った場合、floating charge権者である金融機関にとって最も望ましい担保権の実行方法は、債務者会社（設定者）にそのまま事業を行わせ、債務者会社を継続企業（going concern）として高額で売却するという方法であり、そのために従来より用いられてきたのが、floating chargeの実行手続としてのreceivershipである^{*8}。

イギリスで従来一般的に用いられてきたfloating chargeの実行方法は、floating charge権者たる金融機関が、担保権実行にあたるreceiverを直接選任し、その者によって債権の回収を図るというタイプのreceivershipであった。receiverは、大法官裁判所（Court of Chancery.1875年廃止）において使われていた用語であるといわれているが、元々receiverは、担保目的物の管理、賃料および利息の取立て、収益の分配を行う権限を持つに過ぎず、債務者会社を経営する権限を持って

*5 そのため、本稿では、fixed chargeを「固定担保」、floating chargeを「浮動担保」とする訳語を用いないことにする。

*6 このことにつき、Louise Gullifer and Jennifer Payne, *Corporate Finance Law: Principles and Policy* (2011), 224.

*7 以上につき、L.Gullifer and J. Payne, cited above note 6, at 241-242; 池田真朗 = 中島弘雅 = 森田修編『動産債権担保——比較法のマトリクス』（商事法務、2015年）451頁 [高田賢治]・483頁以下 [村田典子] 参照。

*8 以上につき、中島弘雅「イギリスの再建型企業倒産手続（1）」民商法雑誌118巻4・5号（1998年）593-594頁、青木則幸「イギリスにおける浮動担保制度の再評価について——ホール・ビジネス・セキュリタイゼーションにおける積極的活用の意義」早稲田法学79巻1号（2003年）50頁参照。

いなかった。そのため、長く receiver 自体の地位に基づいて、会社の事業を継続し、その収益をもって債務の弁済に充てたり、さらには、会社の事業を継続企業として売却し、その売得金でもって債務の弁済に充てることはできなかった。しかし、その後の展開の中で、receiver が会社の経営もできるようにするため、floating charge を設定する際に（20世紀半ば頃まで）盛んに使われていた社債信託証書（debenture trustdeed）または社債発行条件としてこれに付随する特約において、receiver に同時に manager（支配人）の権限を（も）与えるという手法が一般化していった*9。かかる receiver のことを、receiver and manager（レシーバー兼マネージャー）と呼んだ。

floating charge 権者によって選任された receiver *10 は、債務者会社の経営状態を調査・検討し、会社財産を個別に売却するか、それとも会社事業の全部または一部を継続企業（going concern）として第三者に売却するかを決めることになる。その際、多くの receiver は、優先債権者（当時は租税債権者と給料債権者）と、自らを任命した floating charge 権者への弁済に充てる金銭、それに receivership の手続費用を賄えるだけの金銭を捻出するために債務者会社（設定者）の財産を現金化することに力を注ぐ傾向が強かったため、たいていの receivership 事件では、債務者会社は清算に追い込まれることが多かった。しかし、有能な receiver に恵まれた receivership 事件では、receiver によってそれまで経営危機に陥っていた債務者会社が再建されたり、あるいは債務者会社の事業の全部または一部が継続企業として別会社に売却（譲渡）されることにより、その事業が維持・継続されたり、従業員の雇用が確保されるといったことがまま見られた*11。そして、実は、後述する会社管理（administration）は、従来の receivership がもつ後者の（事業再生スキームとしての）側面を高く評価した「倒産法改正検討委員会」（The Review Committee on Insolvency Law and Practice）（いわゆるコーク委員会）が、floating charge が設定されていない場合や、floating charge 権者が receiver を選任していない場合であっても、裁判所が、receiver に代えて、管理人（administrator）を選任し、その者の

*9 小町谷操三『イギリス会社法概説』（有斐閣、1962年）438頁、黄宗楽「イギリス浮動担保に関する研究」阪大法学91号（1974年）154頁以下参照。もともと、floating charge を設定する際に社債を発行するという方法は、20世紀半ば頃から使われなくなっていったようである。青木・前掲注（8）52頁参照。

*10 当時、receiver として選任されるに際し、現在の倒産実務家（insolvency practitioner）のような特別の資格は求められていなかった。現行法下における取扱いについては、後掲注（58）参照。

*11 以上につき、P.L.Davies, *Gower's Principles of Modern Company Law* (6th.ed.1997),818.

下で会社の再建や事業の維持を図ることを目的として、その最終報告書において、イギリス政府に導入を勧告した^{*12}のをうけて、1986年倒産法で導入された手続なのである^{*13}。

2 私的整理の発展と1986年現行倒産法の成立

ところで、イギリスでは、1970年代になって深刻な経済危機に見舞われ^{*14}、多くの企業が経営破綻したが、当時、イギリスには、金融機関からの融資を当面維持しながら経営再建の可能性を見極めたり、再建計画を立てて関係者の協力を取り付けるための法的な枠組みは存在しなかった。とりわけ、当時のイギリスには本格的な法人企業向けの再建型倒産手続は存在せず、前述のように、floating chargeの実行手続である receivership の一部が、事実上、企業の再建手続として機能しているにすぎなかった。そのため、当時のイギリスにおける企業の倒産とは、多くの場合、当該企業の解体・清算を意味した。

しかし、イギリスでは、70年代後半から、いまだ将来性のある企業が一時的な経営不振を原因とする金融機関からの融資の打ち切り等が引き金となって解体清算に至るのは、生産活動や雇用確保の両面で社会的な損失であるとの認識が急速に広がっていった。また、個別の金融機関の側でも、企業倒産に伴う損失を減らす方法が検討されはじめた。そうした中でイギリスの中央銀行であるイングランド銀行（The Bank of England）が、債権者（特に金融機関）と債務者とが債務者企業の再建可能性を探るための話合いの場において「公正な仲介者」としての役割を果たすようになっていった。

他方、1970年代はじめから、前述した「倒産法改正検討委員会」（コーク委員会）を中心に進められていた倒産法改正作業が、1986年現行倒産法（Insolvency Act 1986,c.45）という形で結実し、同法は、①会社管理（administration）と、②会社任意整理（company voluntary arrangement）という2つの再建型企业倒産手続を規

*12 *Insolvency Law and Practice:Report of the Review Committee*, Cmnd.8558(1982) [hereinafter cited as *Cork Report*], para 495. なお、コーク委員会の検討事項および最終報告書の内容については、さしあたり中島・前掲注(8)600頁以下参照。

*13 中島・前掲注(8)595-596頁参照。さらに詳しくは、青木・前掲注(8)59頁以下参照。

*14 この頃のイギリスの経済状況については、さしあたりA.ギャンブル（都築忠七=小笠原欣幸訳）『イギリス衰退100年史』（みすず書房、1987年）254頁以下参照。

定するに至った。しかし、後に述べるように、同法は、それらの2つの再建型倒産手続を導入すると同時に、③管理レシーバーシップ (administrative receivership) という、上記のreceivershipの流れをくむ別の手続を同じ法律 (倒産法) の中に規定したため、この管理レシーバーシップの存在がいわば障害となって、①会社管理と②会社任意整理は、経営不振に陥った企業の再建手続として、十分な成果を挙げることができなかった (その理由については後述する)。そこで、イギリスでは、90年代に入り、それらの再建型企业倒産手続に代わり、London Approach、そしてさらには、INSOL私的整理8原則といった新たな私的整理 (work out) の枠組みが、イギリスの事業再生案件において利用されるようになった^{*15}。

3 London Approachの登場からエンタープライズ法の成立まで

(1) London Approach

1989年以降の景気後退局面において、イギリスの企業の中に、再び金融機関に債務を弁済できなくなるものが続出しはじめたことから、中央銀行たるイングランド銀行が関与する新たな事業再生の試みが始まった。これが、London Approachである。

London Approachは、明文化こそなされなかったが、それは、①債権者 (多くは商業銀行) は、財政的苦境にある債務者に対して抜け駆け的な債権回収 (floating chargeの実行) を控えて、かつ、検討結果がでるまで、債務者への支援を継続すること、②債務者の将来についての決定は、私的整理 (work out) に関わるすべての関係者が共有する信頼できる情報に基づいてのみなされること、③債権者は債務者への金融支援の是非およびその条件について合意に達するよう協調行動をとること、④新規融資や既存の融資について同じ弁済順位をもつ債権者は平等に損失 (痛み) を負担すること、といった諸原則を内容としていた。

London Approachは、どちらかという、複数の金融機関と取引関係のある比較的大きな企業の私的整理を念頭に置いたものである。もっとも、London Approachは、あくまでも債務者会社の再建可能性を「検討する」ためのものであり、検討の結果、再建が無理と判断された場合には、清算手続へ移行することが前提となっていた^{*16}。

*15 以上につき、中島弘雅「近時のイギリスにおける事業再生の枠組みについて」青山善充先生古稀祝賀論文集『民事手続法学の新たな地平』(有斐閣, 2009年) 799-802頁参照。

*16 以上につき、R.M.Goode, *Principles of Corporate Insolvency Law* (2nd.ed.1997), 338-339; R.M.Goode, *Principles of Corporate Insolvency Law* (3rd.ed.2005), 407; 中島・前掲注 (15)

London Approachに基づき、イングランド銀行は、金融機関や債務者会社からの求めに応じて、公正な仲介者としての立場で少数反対債権者への事情聴取を行い、話し合いを調整する役割を果たしていたが、それはあくまでも関係者間の自主的な合意を促すという性質のものであった。このイングランド銀行による調整は、法的な強制力を有するものではなかったが、当時、イングランド銀行は民間銀行の監督権限を有しており、債権者の中核をなすイギリスの民間銀行がその意向に逆らうことは難しかったとの指摘もある^{*17}。

(2) INSOL 私的整理 8原則

1990年代に入ると、イギリスでは、経済の国際化や直接金融の進展に伴い、国際的な性格を有する事業再生案件が増えてきた。そのため、事業再生に向けた関係者間の協議の場も、比較的少数のイギリス系商業銀行やイングランド銀行の参加による「クラブ」ないし「村社会」的なものから、外資（特にアメリカ資本）系の金融機関や社債保有者など多様な債権者間の交錯した利害調整の場へと変貌していった。そうした背景の下で、国際的な案件にも通用する事業再生の指針の必要性が認識され、London Approachを基礎として、1994年設立の「倒産実務家国際協会」(INSOL 正式名は、International Federation of Insolvency Professionals)により、「複数債権者による私的整理のためのグローバル・アプローチに関する原則 (Principles for A Global Approach to Multi-Creditor Workouts)」, すなわち、「INSOL 私的整理 8原則」が、2000年10月に定められた。

8原則の概要は、次の通りである^{*18}。①債務者が財政的危機に直面していることが判明した場合には、関係するすべての債権者は、債務者についての情報が入手・検討され、債務者の財政的危機を解消するための提案が策定・評価されるようにするため、回収停止期間 (standstill period) を債務者に対して与えるべく相互に協力しなければならない。

800頁参照。London Approachについて詳細は、Vanessa Finch, *Corporate Insolvency Law: Perspective and Principles* (2nd.ed.2009), 309 et seq. 参照。

*17 以上につき、事業再生研究機構編・河合祐子ほか『事業再生ファイナンス——米・英の現状と日本への示唆——〔事業再生研究機構叢書5〕〕(商事法務, 2004年) 138頁, 中島・前掲注(15) 800-801頁参照。ちなみに、イギリスの民間銀行に対する監督権限は、1998年にイングランド銀行から金融庁 (Financial Services Authority) に移された。

*18 詳しくは、INSOL INTERNATIONAL, *Statement of A Global Approach to Multi-Creditor Workouts* (2000), 1 et seq.

②債権者は、回収停止期間中、債務者に対する権利を行使したり、与信残高を減少させる行動をとらないことを合意しなければならない。ただし、債権者は、他の債権者と比較し、自らの地位が不公平 (prejudiced) とならないよう求める権利を有する。

③債務者は、回収停止期間中、関係債権者の回収見込額に影響を及ぼし得るいかなる行動もってはならない。

④関係債権者の権益 (利益) は、債務者に対する関係債権者の協調行動により最大限に守られる。このような協調は、1名または数名の代表調整委員の選任、当該委員への助言または委員を補佐する専門家アドバイザーの任命、必要に応じて関係債権者が全体として手続に加わるにより促進される。

⑤回収停止期間中、債務者は、その財務状況と関係債権者に示される提案について適切な評価がなされるよう、資産・負債・営業 (事業) の将来見込みに関するすべての関連情報を提供しなければならず、かつ、すべての関係債権者や専門家アドバイザーがこれらの情報にアクセスできるようにしなければならない。

⑥債務者の財政的危機を解消するための提案、関係債権者間の回収停止に関する合意は、法律の規定および回収停止期間の開始日における関係債権者の相対的地位を反映したものでなければならない (いわゆるプロラタ “prorata” 原則)。

⑦債務者の資産・負債・営業 (事業)、債務者の財政的危機を解消するためのすべての提案に関連する手続のために得られる情報は、すべての関係債権者が利用できるものでなければならず、かつ、すでに公知である場合を除き機密として取り扱わなければならない。

⑧回収停止期間中または救済計画ないし再建計画に基づいて追加融資が行われる場合には、当該追加融資の弁済は、関係債権者の有する他の債権と比較して、実行可能な限度で優先的な地位が与えられなくてはならない。

イギリスでは、企業の資金調達手段の多様化に伴って、金融 (銀行) 債権者に加えて、社債保有者、セカンダリーローン債権者、クレジット・デリバティブ債権者などが私的整理の場に登場してくるようになり、イングランド銀行が仲介者として影響力を発揮できなくなっていったが^{*19}、他方で、INSOL私的整理8原則の公表に前後して、私的整理の場における仲介役を、債権額の多い商業銀行が務めるなど、同原則を共通認識として、市場参加者が自律的に協調行動をとる案件が増えてきた

*19 このことにつき、事業再生研究機構編・河合ほか・前掲注 (17) 139頁。

といわれている^{*20}。

(3) 私的整理の限界と倒産法の再改正

このようにしてイギリスでは、企業が経営危機に陥ったときは、最初に、裁判外で私的整理が試みられるようになっていった。そこでは当該企業の再建可能性が調査され、事業譲渡、買収、財務リストラ、新規ファイナンスなどにつき関係者が合意できれば、事業再生へと進んでいく。しかし、私的整理である以上、合意した当事者のみがその結果に拘束されるという枠組みを超えることはできない。そのため、イギリス企業の資金調達手段が多様化し、その事業再生局面に、法制度や倒産実務の著しく異なる外資（特にアメリカ資本）系債権者が登場してくる中で、債権者全員一致によって事業再生を進める私的整理の手法には限界があることが次第に認識されるようになった。特に国際的な再生案件では、私的整理に非協力的な債権者が、独自の債権回収行動に走った場合に、再生計画全体が崩れかねないという欠陥を完全に克服することはできなかった。

そこで、イギリスでは、私的整理で首尾よく事業再生ができない場合にも、救済可能性のある企業は救済すべきであるという「救済文化」(rescue culture)を促進する目的で、2000年制定の倒産法(改正法)(Insolvency Act 2000,c.39)により1986年倒産法の規律が一部改められたことに加え、2002年にはエンタープライズ法(Enterprise Act 2002,c.40)により倒産法の実質的改正がなされ、1986年現行倒産法の規定する再建型企業倒産手続である会社管理(administration)と会社任意整理(company voluntary arrangement)について大きな制度改革が行われた^{*21}。再び法的整理手続に期待が寄せられることになったのである。

そこで、以下では、最初に、イギリスの事業再生局面で利用される、現行倒産法の規定する3種類の事業再生スキーム、すなわち、2つの再建型企業倒産手続と管理レシーバーシップについて、それぞれどのような手続なのかをごく簡単に概説する^{*22}。その上で、章を改め、2000年と2002年の法改正の内容を紹介することにする。

*20 以上につき、中島・前掲注(15)801-802頁参照。

*21 以上につき、J.Birds, A.J.Boyle, B.Clark,I.MacNeil,G.McCormack,C.Twigg-Flesner and C.Villiers, *Boyle & Birds' Company Law* (6th.ed.2007), 864; 倉部真由美「イギリスにおける倒産文化のアメリカ化」福永有利先生古稀記念『企業紛争と民事手続法理論』(商事法務, 2005年)634頁, 中島・前掲注(15)803頁参照。

*22 以下については、おおむね中島弘雅「近時のイギリスにおける事業再生スキームの概要」事業再生と債権管理157号(2017年)69-72頁に依りつつ、必要に応じて加筆した。

Ⅲ イギリス倒産法上の事業再生スキーム

— 2種類の再建型企業倒産手続と管理レシーバーシップ

1 会社管理 (administration)

(1) 手続の概要

1986年現行倒産法の規律する再建型企業倒産手続としては、①会社管理 (administration) と、②会社任意整理 (company voluntary arrangement) の2つの手続がある。これらは、イギリス倒産法上初めての、企業の再建を目指した、ないしは企業の再建のための本格的な倒産手続として、当初、1985年倒産法 (Insolvency Act 1985,c.65) で導入され、ほとんどそのまま1986年倒産法に引き継がれたものである^{*23}。

会社管理 (administration) は、元々はいまだ健全な財政基盤を有するものの、流動資金上の困難に遭遇しているため債務を弁済できない状態にあるか、できなくなるおそれのある会社に対して、債権者による強制的取立てを一時的に猶予した上で (支払猶予効)、裁判所の選任する管理人 (administrator) の下で、会社を再建させるための道筋をつけたり、再建が困難な場合には会社財産を清算手続によるよりも有利な条件で換価するための準備をする手続として1986年に導入されたものである。管理人は、倒産実務家 (insolvency practitioner) (後述) の資格を有する者の中から選任される。

もっとも、後に触れるように、2002年エンタープライズ法による倒産法の実質的改正により、会社管理には、1986年現行倒産法の制定当初から存在していた、①裁判所に管理命令の申立てを行い、裁判所が管理命令を発令した (= 管理人を選任した) 場合に会社管理手続が開始する「裁判所命令による会社管理」 (administration by court order) のほかに、新たに、②裁判所に申立てをすることなく、債務者会社や取締役、floating charge 権者等が管理人 (administrator) を選任するだけで会社管理手続が開始する、新しいタイプの「裁判外の会社管理」 (out-of-court administration) が導入されることになる (詳しくは後述)。

*23 1985年倒産法は、いったんは成立したものの、その大部分は一度も施行されることなく、同法と1985年会社法 (Companies Act 1985,c.6) の倒産関連規定とを統合した1986年現行倒産法に取って代わられるという運命を辿った。この点については、中島・前掲注(8)601頁参照。

(2) 手続的特徴

ただ、この会社管理手続は、その手続内部に管理計画案に反対する債権者を拘束するメカニズムを有していないという大きな欠陥を有するだけでなく、少なくとも制度導入時（1986年現行倒産法制定時）には、管理人は基本的に債権者への配当権限を有していないと判例法上解されていた^{*24}。そのため、会社管理手続では、この手続の後に、再建の場合には、次述の「会社任意整理」（company voluntary arrangement）や（後に紹介する）会社法所定の「会社整理計画」（scheme of arrangement）を通じて事業再生や弁済等を行い、また清算の場合には、債権者による任意清算（creditors' voluntary winding up）（倒産法97条）等の別の手続を通じて配当を行うことが予定されていた。

その意味で、会社管理手続は、アメリカ連邦倒産法第11章再建手続（reorganization）や、わが国の民事再生手続・会社更生手続のように、その手続だけで債務者会社やその事業を再建させたり、場合によっては清算させるという完結した手続構造になっていない点に注意が必要である^{*25}。もっとも、それではあまりに使い勝手が悪いことから、2002年エンタープライズ法による倒産法改正により、管理人にも配当実施権限が付与されたが、あまり利用されていないようである^{*26}。

2 会社任意整理（company voluntary arrangement）

(1) 手続の概要と特徴

1986年現行倒産法が規律するもう1つの再建型企业倒産手続である会社任意整理（company voluntary arrangement）は、そのままでは支払不能となるおそれのある会社と債権者・株主との間で、裁判所の緩い関与の下に、会社債務の履行に関する免除（composition）または会社業務の整理（arrangement）に関する合意を簡易・迅速に成立させることによって、主として会社の清算を回避することを目的として創設された手続である。裁判所の手続開始命令（order）なしに、もっぱら債務者会社と債権者・株主との間で任意整理を成立させるための手続が進められるが、しかし、

*24 *Re St. Ives Windings Ltd* (1987)3 BCC 634.

*25 その意味で、かつて「会社管理」に「会社更生」という訳語を当てた文献も見られたが、ミス・リーディングというべきである。

*26 以上の点も含め、会社管理手続についてさらに詳しくは、さしあたり中島・前掲注(15)809頁以下参照。

それにもかかわらず、会社と一般債権者・株主との間で多数決により可決された任意整理計画が、会社と一般債権者・株主とを拘束するという点に特徴がある。

会社任意整理において会社と債権者または株主間で合意されるのは、「会社債務の履行における債務免除 (composition) または会社業務の整理計画 (scheme of arrangement)」(倒産法1条(1))であり、会社任意整理は必ずしも常に債務免除を伴うものではない^{*27}。そのため、イギリスの会社任意整理は、倒産したまたはしそうな会社そのものを再建する (reorganize) というよりは、むしろ、継続企業 (going concern) としての会社事業の売却、および (または)、会社の個々の財産の処分によって、債務者会社の事業の維持を図るという形で利用されること (事業譲渡型) の方が多い点に注意する必要がある^{*28}。

この手続は「任意整理」(voluntary arrangement) とネーミングされているが、裁判所は任意整理事件に後見的に関与しており、債権者等から異議があると、必要に応じて裁判所が介入 (救済命令等を発出) するシステムが採用されている (裁判所の緩い関与)。その意味で純粋な任意整理ではない。

会社任意整理は、手続構造が比較的単純な、いわば債務者と債権者・株主との和解手続の一種である。その単純性は、利害関係人による集会で任意整理案について賛否を問う際に、手続構造を複雑にするという理由で利害関係の濃淡による組分けを行わず、1組の債権者集会および株主総会で任意整理案の賛否を問うという点にも現れている。そのため、会社任意整理では、担保付き債権者や優先債権者 (具体的には給料債権者) の債権を、それらの者の同意なしに不利益変更することはできない。この点が、後述の会社整理計画 (scheme of arrangement) と大きく異なる点である。

(2) 会社任意整理の利用の仕方——独立型と併用型

この会社任意整理の利用の仕方には、大きく分けて2つある。すなわち、第1は、①独立型会社任意整理、具体的には、債務者会社の取締役が、整理委員

^{*27} *March Estates plc v. Gunmark Ltd* [1996] 1 BCLC 1; R.M. Goode, *Principles of Corporate Insolvency Law* (2nd.ed.1997), 324.

^{*28} R.M. Goode, *Principles of Corporate Insolvency Law* (2nd.ed.1997), 333. もっとも、後述のように、会社管理手続と会社任意整理手続との連携によって、会社自体が再建される事例もある。そのような事例の1つとして、チャンサリー公開有限会社 (Chancery Plc) の再建事例がある。これについては、*PLC(Practical Law for Companies)*, 7 March 1992 (M. Sterling) に紹介がある。

(nominee) 予定者たる倒産実務家 (insolvency practitioner) の助言を受けながら任意整理案を作成し、正式な整理委員による裁判所への報告書の提出等を経て、債権者集会・株主総会の開催へと進み、そこで会社任意整理案が承認されると、監督委員 (supervisor) (多くは元の整理委員が留任する) の下で任意整理が遂行されていくというタイプの会社任意整理である。

第2は、先行する会社管理 (administration) 手続の後を受けて、会社任意整理へと持ち込まれる②併用型会社任意整理、具体的には、裁判所が選任した管理人 (administrator) が会社任意整理案を作成し、会社任意整理手続における債権者集会・株主総会で任意整理案の承認が得られると、任意整理の遂行へと進んでいくというタイプの会社任意整理である。すなわち、会社管理手続は、会社任意整理を目的として申立てられることがあるが (倒産法8条(1)参照)、かかる目的で管理命令が申立てられた場合には、管理人 (administrator) が、管理命令発令の目的である会社任意整理を達成するための提案を作成し、それが会社管理手続の債権者集会で承認されると、管理人は、彼自身が整理委員を兼ねる場合には、自らが作成した会社任意整理案を検討してもらうため (裁判所に照会することなく自身の判断で) 債権者集会および株主総会を招集し (倒産法1条(1)(3)(a)・3条(2)参照)、そこで承認が得られると、会社任意整理の遂行へと進んでいくというものである^{*29}。会社任意整理が会社管理手続と併用される主な理由は、後述のように、倒産法に初めて規定が設けられた当時の会社任意整理では、手続が開始しても、支払猶予効が認められていなかったためであり、かつては会社任意整理の殆どが会社管理手続とともに行われるのが一般的であった^{*30}。最近では、独立型の会社任意整理の利用が増えているが、いずれにしても、会社任意整理は、このように他の倒産手続と併用される場合があることに注意する必要がある。

3 管理レシーバーシップ (administrative receivership)

(1) 「倒産手続」としての管理レシーバーシップ

しかし、1986年現行倒産法には、以上の①会社管理手続と②会社任意整理手続

*29 以上につき、J.Birds,A.J.Boyle,E.Ferran and C.Villiers, *Boyle & Birds' Company Law* (3rd.ed.1995),574; D.Brown,*Corporate Rescue:Insolvency Law in Practice* (1996), 63,653.

*30 J.Birds et al., *Boyle & Birds' Company Law* (3rd.ed.1995),573. 会社任意整理手続について詳しくは、さしあたり中島・前掲注(15)822頁以下参照。

のほかに、事実上再建型企業倒産手続としての機能を有する、③管理レシーバーシップ (administrative receivership) という手続についても規定を置いた。

前述のように、元々イギリスには、1986年倒産法制定前から、receivership という floating charge の実行手続が存在していた。receivership は、floating charge 権者 (主に金融機関) が receiver を選任し (当時 receiver には特に資格制限はなかった)、債権の回収に当たらせる手続であり、たいていの receivership 事件では、債務者会社 (設定者) は清算に追い込まれるのが一般的であった。しかし、一部の有能な receiver に恵まれた事件では、この手続が事実上再建型企業倒産手続として機能していたことはすでに指摘した通りである。そこで、1986年現行倒産法は、前述の会社管理手続とは別に、従来の receivership の流れをくむ管理レシーバーシップ (administrative receivership) という手続を新たに設け (この手続の遂行者は administrative receiver である)、この管理レシーバーシップについて倒産法の中で規律することにした (倒産法 PART III)^{*31}。

しかし、管理レシーバーシップには、会社管理 (administration) 手続や会社任意整理 (company voluntary arrangement) 手続等の他の倒産手続とは明確に距離を置く1つの重要な特徴があった。それは、管理レシーバーシップが、債権者全体のための集団的債務整理を行う手続 (厳密な意味における倒産手続) ではなく、依然として floating charge 権者のための救済手続 (remedy) であって、管理レシーバー (administrative receiver) 選任者の利益保護のために担保目的物を換価することが管理レシーバーの最優先の義務であると解されていたという点である^{*32}。

そのため、1986年倒産法も、管理レシーバーシップについて新たに規定を置くにあたり、管理レシーバーシップに会社管理手続よりも優越的地位を与えた。すなわち、floating charge 権者は、債務者会社等から裁判所に管理命令 (administration order) の申立てがなされた後も、裁判所の許可なしに管理レシーバー (administrative receiver) を選任することができ、また、すでに選任されている管理レシーバーがそ

*31 以上につき、D.Prentice,F.Oditah and N.Segel, "Administration:The Insolvency Act 1986, Part II" [1994]LMCLQ,492-493;J.Birds *et al.*, *Boyle & Birds' Company Law* (3rd.ed.1995), 301-302; A.Belcher,*Corporate Rescue:A Conceptual Approach to Insolvency Law* (1997),142-143 参照。

*32 *Gomba Holdings v. Homan* [1986]1WLR 1301;D.Prentice *et al.*, cited above note 31, at 492-493; P.L.Davies, *Gower's Principles of Modern Company Law* (6th.ed.1997),819;A. Belcher, *Corporate Rescue:A Conceptual Approach to Insolvency Law* (1997), 143. 事業再生研究機構編・河合ほか・前掲注 (17) 129頁も参照。

の職務を行うことは何ら禁止されていなかった（倒産法旧10条(2)(b)(c)・(3)）。しかも、管理命令の申立人は、申立ての5日前までにfloating charge権者を含む関係当事者に通知をしなければならないとされており（倒産法旧9条(2)(a)）、floating charge権者としては、管理命令の申立てがなされることを事前に知り得るので、もし必要があれば、直ちに管理レシーバーを選任して、管理命令の発令を妨げることができた（これをfloating charge権者の拒否権“veto”という）。また、管理命令の申立て前にすでに管理レシーバーシップが開始されている場合には、裁判所は、①管理レシーバーを選任した者（floating charge権者）が管理命令に同意するか、②裁判所が、当該管理レシーバー選任の基礎となったfloating chargeは、倒産法238条ないし240条により解除（release）、または同法245条により取り消されるべきであるとの確信を抱かない限り、管理命令の申立てを棄却（dismiss）しなければならないとされていたので（倒産法旧9条(3)）、管理命令の申立てがなされても、管理レシーバーは、基本的にそのまま管理レシーバーシップの進めることができたのである^{*33}。実は、この点が、現行倒産法が、本格的な再建型企業倒産手続として会社管理手続や（この手続後にその利用が予定されている）会社任意整理手続を導入したにもかかわらず、当初、会社管理や会社任意整理の利用件数が伸びなかった最大の理由である^{*34}。

(2) 管理レシーバーシップに対する評価

もちろん、これに対しては、管理レシーバーシップ（administrative receivership）におけるfloating charge権者の偏重が、管理レシーバーシップを倒産手続の典型ともいべき清算手続から遠く隔たったものにするともに、管理レシーバーシップのもつ集团的債務整理手続としての効用を著しく損なわせているとの厳しい批判もあった^{*35}。しかし、その一方で、倒産実務家協会（The Society of Practitioners of Insolvency）が1994年に公表した調査結果によると、管理レシーバーシップ事件の

*33 以上につき、E.Bailey, H.Groves and C.Smith, *Corporate Insolvency* (1988),88-90; D.Prentice *et al.*, cited above note 31, at 501-503; I.M.Fletcher, *The Law of Insolvency* (2nd.ed.1996),435-437; P.L.Davies, *Gower's Principles of Modern Company Law* (6th.ed.1997), 820-821; R.M.Goode, *Principles of Corporate Insolvency Law* (2nd.ed.1997),293-294; 中島弘雅「イギリス倒産手続における担保権の処遇」民商法雑誌120巻4・5号（1999年）674頁参照。

*34 以上につき、中島・前掲注(15)810-811頁参照。

*35 D.Prentice *et al.*, cited above note 31, at 494. 管理レシーバーシップに対する批判について詳しくは、倉部・前掲注(21)642頁参照。

うち、その47%で会社が救済 (rescue) され、また、40%で従業員の雇用が確保されていることが報告されている^{*36}。その意味で、管理レシーバーシップは、当時、イギリスにおける事業再生スキームの1つとして一定の役割を果たしていたのである^{*37}。

ただ、このように1986年現行倒産法が導入した本格的な再建型企業倒産手続たる会社管理や会社任意整理の利用件数が伸びなかったことが1つの要因となって、1986年現行倒産法施行後に、法的整理手続に代わるものとして、London ApproachやINSOL私的整理8原則といった私的整理の枠組みが作られていったという点は否定できない。

IV エンタープライズ法の成立とその影響

1 2000年及び2002年の倒産法制の改正

(1) 2000年倒産法 (改正法) による会社任意整理の改正

1986年倒産法が規定を設けた当時の会社任意整理 (company voluntary arrangement) は、手続が開始しても、債権者等による権利行使を停止させる支払猶予効を有していなかった。そのため、会社任意整理案の作成に向けて、債務者会社の取締役と整理委員 (nominee) 予定者たる倒産実務家 (insolvency practitioner) とが任意整理案の内容を検討している間も、担保権者を含む債権者の権利行使を止めることができず、不動産賃貸借における賃貸人や所有権留保条項その他の信用条項で債務者会社に動産を提供した者が、契約上認められた権利を行使できるのはもちろんのこと、floating charge 権者も管理レシーバを選任 (=管理レシーバーシップを開始) することができた。また、個々の一般債権者も、債務者会社に対して債務の支払いを迫ることができ、そのために法的な手続を開始ないし続行することも何ら妨げられなかった。要するに、会社任意整理手続の利用を促進するには、債務者会社が任意整理案の内容を検討している間、債権者からの追及を逃れて、任意整理案の作成に専念できる、いわば「一息つける場」(breathing space) を提供する必要があるところ、そうした保護が債務者会社に与えられていない点が、会社任意整理手続の利用件数が伸びない理由の1つであると指摘されていた^{*38}。

*36 このことにつき、D.Brown, *Corporate Rescue: Insolvency Law in Practice* (1996), 657 n.39.

*37 A. Belcher, *Corporate Rescue: A Conceptual Approach to Insolvency Law* (1997), 148.

*38 I.M.Fletcher, *The Law of Insolvency* (2nd.ed.1996), 415; J.Birds et al., *Boyle & Birds' Company*

こうした中で、イギリス政府・通産省（Department of Trade and Industry）は、新たな倒産法改正に向けて、1993年10月に『会社任意整理及び管理命令——諮問文書』^{*39}を、また、1995年4月に『新しい会社任意整理手続のための改訂提案——諮問文書』^{*40}を公表した。それらの諮問文書が一貫して提案したのは、(a) 会社任意整理の申立てとともに担保権実行を含むすべての債権者の権利行使を一定期間停止できるモラトリアム（moratorium）制度の導入と、(b) floating charge に対する様々な制限の提案であった^{*41}。

2000年に成立した倒産法（改正法）（Insolvency Act 2000,c.39）は、以上の提案のうち、(a) の提案を受け入れ、1986年倒産法の中に新たに Schedule A1 を挿入し、(当時の)1985年会社法247条3項所定の「小規模会社」（small company）^{*42}の会社任意整理事件については、手続期間中、担保権実行を含む債権者の権利行使を最大で28日間停止できる旨の規定を設けるに至った^{*43}。

(2) 2002年エンタープライズ法による倒産法改正

他方、会社管理（administration）手続についても、1993年10月公表の『会社任意整理及び管理命令——諮問文書』が、floating charge に制限を加えるよう提案していたが、それを実現したのが2002年エンタープライズ法（Enterprise Act 2002,c.40）である。同法は、1986年倒産法の規定する管理レシーバーシップと会社管理手続との関係について、2つの極めて重要な法改正を行った。

第1は、エンタープライズ法250条が、1986年倒産法の中に新たに Schedule B1 を挿入し、その72A条ないし72H条（さらに詳細には Schedule 2A）において、

Law (3rd.ed.1995),573;D.Brown, *Corporate Rescue:Insolvency Law in Practice* (1996), 653;P. L.Davies, *Gower's Principles of Modern Company Law* (6th.ed.1997), at 769;R.M.Goode, *Principles of Corporate Insolvency Law* (2nd.ed.1997),335-337: A.Belcher, *Corporate Rescue:A Conceptual Approach to Insolvency Law* (1997),113.

*39 *The Insolvency Service ,Company Voluntary Arrangements and Administration Orders:A Consultative Document* (October 1993).

*40 *The Insolvency Service ,Revised Proposals For A New Company Voluntary Arrangement Procedures:A Consultative Document* (April 1995).

*41 それら2つの諮問文書の提案内容と各界の反応については、中島・前掲注(33)689頁以下参照。

*42 ここに小規模会社とは、「①総売上高が280万ポンドを超えない、②貸借対照表総額が140万ポンドを超えない、③従業員数が50名を超えない」会社をいう。

*43 以上につき、I.M.Fletcher, *The Law of Insolvency* (3rd.ed.2002),447-448;倉部・前掲注(21)644-645頁参照。青木・前掲注(8)82頁も参照。

2003年9月15日以降に設定されたfloating chargeについては、原則として、会社管理手続開始後は、floating charge権者による管理レシーバーの選任（＝管理レシーバーシップの利用）を禁止する旨の規定を置いたという点である。もっとも、同法は、①floating charge権者が、2003年9月15日以前にfloating chargeを取得していた場合だけでなく、②2003年9月15日以降にfloating chargeが設定された場合についても、主として資本市場への影響を考慮して8つの例外（例えば、資本市場、有益な計画、都市再生計画、プロジェクトファイナンス、ファイナンス市場、一定の鉄道会社など）を認め、それらについては、以後も、floating charge権者が管理レシーバーを選任できることにした^{*44}。

第2は、会社管理制度そのものも見直され、①会社や取締役等が裁判所に会社管理の申立て（application）を行い、裁判所が管理命令（administration order）を発令した場合に会社管理手続が開始する（従来からある）「裁判所命令による会社管理」（administration by court order）（倒産法Schedule B1第10条以下）のほかに、新たに、②裁判所に申立てをすることなく、floating charge権者や会社・取締役等が管理人を選任するだけで自動的に会社管理手続を開始できる「裁判外の会社管理」（out-of-court administration）が導入されたという点である（倒産法Schedule B1第14条以下・21条以下）。その際、改正倒産法が、②裁判外の会社管理について、一定の資格を有する（qualifying）floating charge権者^{*45}に、会社管理の利用適格（＝管理人の選任権限）を認めたのは（倒産法Schedule B1第14条）、今後は、floating charge権者も、管理レシーバーシップの利用（＝管理レシーバーの選任）によってではなく、会社管理手続の利用（＝管理人の選任）によって債権の回収を図るべきであるという立場を明確にするためである^{*46}。しかし、その結果、債務者

*44 R.M.Goode, *Principles of Corporate Insolvency Law* (2nd.ed.1997),251-252参照。さらに詳細については、Len Sealy & David Milman, *Annotated Guide to the Insolvency Legislation* (8th.ed.2005),vol.1,113-117参照。なお、当初、イギリス政府は、管理レシーバー制度を完全に廃止するつもりであったが、これに対する銀行側のロビー活動が功を奏し、新しい規定は、基本的にエンタープライズ法施行日（2003年9月15日）以降に締結されたfloating charge設定契約にしか適用されないことになった。倉部・前掲注(21)647頁参照。

*45 ここにいう「一定の資格を有する」とは、単にfloating charge権者であるというだけでなく、裁判所命令による会社管理の申立権があることが必要である。具体的には、債務者会社のすべてまたは実質的にすべての財産を担保に取っているか、管理人または管理レシーバー選任権限を有しているfloating charge権者である必要がある。中島・前掲注(15)814-815頁参照。

*46 J.Birds et al., *Boyle & Birds' Company Law* (6th.ed.2007),871;中島・前掲注(15)812頁参照。

会社が会社管理手続に入った後は、floating charge 権者は、従来のように、管理レシーバーシップを利用できなくなり、以後は、floating charge 権者も、会社管理手続を利用することにより、自己の債権の回収を図るべきものとされるとともに、仮にfloating charge 権者が、会社管理手続の管理人 (administrator) を選任した場合であっても、管理人としては、すべての債権者に対して制定法上の義務を負うことになったため (倒産法 Schedule B1 第3条)、かつてのようにfloating charge 権者だけの利益を図ることができなくなったという点に留意する必要がある^{*47}。その結果、イギリスでは、後にみるように、このエンタープライズ法の制定・施行後、事業再生の手法が大きく様変わりすることになる。

なお、従来の会社管理手続に関しては、担保権者が厚く保護される一方で、無担保債権者には殆ど配当がなされないという問題も指摘されていた。そこで、エンタープライズ法は、無担保債権者保護の目的で、租税債権を事実上廃止した (同法 251条 (1))。また、同様の観点から、同法 252条によって倒産法の中に新たに176A条が挿入 (追加) され、floating charge 権者への配当の前に、会社の純資産の一定割合^{*48}を無担保債権者への配当に充てることが会社管理手続における管理人や清算手続における清算人 (liquidator) に義務づけられることになった (同法 252条 (2) (a) 参照)^{*49}。

2 エンタープライズ法による事業再生スキームの変化

イギリスでは、前述のように、企業が経営危機に陥った場合、最初に、裁判外の私的整理 (out-of-court work out) が試みられるのが一般的であり、私的整理で事

*47 池田ほか編・前掲注 (7) 41-42頁 [中島弘雅]・496-498頁 [村田典子] 参照。もっとも、新たな制度の下でも、floating charge 権者は、困窮に陥った会社の資産を換価するに際して、実質的なコントロールを維持しているとの指摘もある。小山泰史『流動財産担保論』(成文堂、2009年) 140頁参照。

*48 ここにいう「一定割合」とは、fixed chargeの対象財産を除外したfloating chargeの対象財産を現金化した正味財産の一定割合という意味である。正味財産が1万ポンド未満であればその50%、1万ポンド以上であれば、最初の1万ポンド部分の50%と1万ポンドを超えて最大限60万ポンドまでの正味財産の20%となる。このことにつき、内閣府産業再生機構担当室『各国の事業再生関連手続について——英米仏の比較分析』(2005年) 24頁注 (53) 参照。

*49 このことにつき、中島弘雅=田頭章一編『英米倒産法キーワード』(弘文堂、2003年) 151-152頁 [高田賢治]、倉部・前掲注 (21) 648頁参照。

業再生計画がまとまらない場合に倒産法所定の法的整理手続に進むことになる。

その際、従来は、①債務者会社自身が、会社管理 (administration) 手続を申し立て、引き続き会社任意整理 (company voluntary arrangement) 手続を利用することにより会社の事業を再生するという方法 (併用型会社任意整理) や、②債務者会社から依頼を受けた倒産実務家 (insolvency practitioner) が会社債権者との間で会社任意整理を利用することについて合意を取り付けた再生案件や、支払猶予効が法律上付与されている小規模会社の会社任意整理事件では、債務者会社が、会社管理手続を経ずに、直接会社任意整理を利用して、会社任意整理によってその事業を再生するという方法 (独立型会社任意整理) が採られたり、あるいは、③floating charge 権者自身が直接 (手続実施者たる) 管理レシーバーを選任して行う、管理レシーバーシップ (floating charge 権者主導の管理レシーバーシップ) によって、債務者会社の事業再生が行われることが多かった。

しかし、2002年エンタープライズ法による倒産法改正により、会社管理手続開始後は、原則として、③floating charge 権者主導による管理レシーバーシップが禁止されることになったため、その後は、これに代わり、④floating charge 権者自身による裁判外の会社管理 (out-of-court administration) の利用、すなわち、floating charge 権者自らが会社管理の手続実施者たる管理人 (administrator) を選任し、裁判外の会社管理手続を利用することにより、会社の事業再生を目指す方法が、①や②の方法に比べて格段に増加してきたと報告されている^{*50}。

3 事業再生スキームとしての「会社整理計画」

(1) 会社整理計画が注目される理由

しかし、他方で、最近のイギリス企業の事業再生局面では、(a) 債務者会社が、最初に、倒産手続たる会社管理 (administration) 手続を申し立て、会社財産を保全した後に、(それ自体としては倒産手続ではない) イギリス会社法所定の「会社整理計画」 (scheme of arrangement) を利用 (接続) することにすれば、支払猶予効がないという会社整理計画の欠陥を補うことができるという点や、(b) 会社整理計画が会社法上の制度であって倒産手続ではないことにより、かえって柔軟な会社

*50 経済産業省経済産業政策局産業再生課編『各国の事業再生関連手続について——米英独仏の比較分析——』(金融財政事情研究会、2011年) 18頁・35頁参照。R.M.Goode, *Principles of Corporate Insolvency Law* (4th.ed.2011), 389も参照。

の整理計画を作成することができるという点、さらには (c) 会社整理計画が会社法に規定された制度であるため、倒産というイメージからくる企業価値の毀損を回避できるといった点などが評価され、近時のイギリスでは、会社法上の会社整理計画 (scheme of arrangement) が、経営不振に陥った企業の有効な事業再生手法として脚光を浴びている^{*51}。

イギリスの現行会社法は、2006年に成立した会社法 (Company Act 2006,c.26) であるが、同法により、会社整理計画に関する規定も整備された。会社整理計画 (scheme of arrangement) は、会社と債権者もしくは一定種類の債権者との間で、または会社と株主もしくは一定種類の株主との間で行われる、“compromise or arrangement” (和解または財産関係の整理) に関する合意を意味する (2006年会社法895条 (1) 参照)。

会社整理計画は、会社が倒産状態にある場合だけでなく、合併 (merger) や企業買収 (takeover) を実現するためにも用いられるため、ここにいる「整理」“arrangement”には、異なる種類の株式の統合、異なる種類の株式への株式の分割、またはそれらの両方により会社の株式資本を再編することも含まれる (2006年会社法895条 (2))。会社整理計画が成立するためには、会社整理計画案に関する債権者、一定の種類債権者、株主または一定の種類株主の集会または総会の承認と、裁判所による会社整理計画の認可が必要である (同法899条 (1))。

(2) 会社整理計画による事業再生

会社整理計画による事業再生の全体構造については、別稿^{*52}に譲るが、その手続過程はむしろ煩わしく、手続費用も決して安くはないといわれている。しかし、近時、倒産状態にある会社の事業再生局面において、《会社管理手続→会社整理計画》による事業再生という手法が、(従来から用いられてきた)《会社管理手続→会社任意整理》(併用型会社任意整理) という手法よりも多用されるようになった主たる理由は、会社整理計画が、会社任意整理と比べて、再建の対象となる会社の資

*51 以上につき、事業再生研究機構編『プレパッケージ型事業再生 [事業再生研究機構叢書4]』(商事法務、2004年) 48頁 [阿部信一郎]、事業再生研究機構編・河合ほか・前掲注(17) 35頁、中島・前掲注(15) 829頁参照。また、B.Hannigan, *Company Law* (3rd.ed.2012), 703も参照。

*52 中島弘雅「イギリスの事業再生手法としての『会社整理計画』」伊藤眞先生古稀祝賀論文集『民事手続の現代的使命』(有斐閣、2015年) 961頁以下。事業再生スキームとしての会社整理計画 (scheme of arrangement) についてさらに詳しくは、Jenifer Payne, *Schemes of Arrangement: Theory, Structure and Operation* (2014), 175 et seq. 参照。

本および債務の構造が複雑である場合に適した手続であるからである^{*53}。

会社任意整理 (company voluntary arrangement) と会社整理計画 (scheme of arrangement) の最大の相違点は、債権者等の利害関係人の分類方法にある。すなわち、会社整理計画では、計画によって影響を受ける関係人が異なる種類の権利を有する場合には、わが国の会社更生手続のように、議決権行使のために債権者等の組分けが必要である^{*54}。そして、会社整理計画では、組別に債権者等の議決権が行使されるので、種類の異なる債権者に対して個別に整理計画案の賛否を問うことができ、それぞれ整理計画によって影響を受ける債権者のみが議決権を行使すれば足りるため、全体として多面的な計画について債権者の合意を取り付けることができるといわれている。特に会社任意整理と比べた場合、いずれも法定多数決で成立した計画によって少数反対債権者を拘束できるという点では同じであるが、会社整理計画では、整理計画の一部を切り出して独立の計画案とし、直接の利害関係人のみを集めてその承認を得ることができるのに対して、会社任意整理では、1つの整理計画案が作られ、担保付き債権者を含むすべての債権者による集会および株主総会で整理計画案について賛否が問われる (しかも多数決で担保付き債権者や優先債権者の権利変更ができない) ため、賛成多数が得られにくいという難点があると指摘されている。これが、比較的大きな会社の事業再生案件で、会社整理計画が好んで用いられる理由なのである^{*55}。

V 結びに代えて——イギリスの事業再生スキームを支える諸制度

以上、本稿では、これまで receivership がイギリスの法律実務において果たしてきた役割を、事業再生局面と絡めながら、振り返ってきた。その結果、イギリスで

*53 R.M.Goode, *Principles of Corporate Insolvency Law* (4th.ed.2011),484; B.Hannigan, *Company Law* (3rd.ed.2012),703参照。このスキームは、例えば、倒産した保険会社に関してよく利用される。保険会社の倒産事件では、関係する広い範囲の保険金請求権者と再保険者がおり、また、多数のグループ会社 (あるものは倒産状態にあり、あるものは倒産状態にない) が存在するからである。実例として、*Re Sovereign Marime & General Insurance Co. Ltd* [2007]1 BCLC 228参照。以上につき、B.Hannigan,*Company Law* (3rd.ed.2012),703参照。

*54 *Re BTR Plc* [1999]2 BCLC 675。債権者の組分けをめぐる問題点については、さしあたり R.M.Goode, *Principles of Corporate Insolvency Law*(4th.ed.2011),488-489参照。

*55 事業再生研究機構編・河合ほか・前掲注(17)134-135頁、中島・前掲注(52)964頁、中島・前掲注(22)75-76頁参照。R.M.Goode, *Principles of Corporate Insolvency Law* (4th.ed.2011), 492も参照。

は、2002年エンタープライズ法による倒産法の実質的な改正、さらには2006年会社法の改正等を経て、receivershipは、今や事業再生スキームとしての役割を終え、現在では、《floating charge 権者のイニシアティブによる裁判外の会社管理手続》と、《会社管理手続→会社整理計画》という2つのタイプの事業再生手法が、近時のイギリスの事業再生局面における主流になっているように見受けられる^{*56}。のみならず、少なくともイギリスがEUからの離脱を決定する以前についていえば、それぞれの国の倒産法の定める再建型倒産手続を利用して、必ずしも倒産企業の再建がうまくいっていないEU加盟国、とりわけフランスやドイツの経営不振に陥った企業の多くが、イギリスの事業再生スキームを利用して事業再生を果たすといった現象が数多くみられていた。

もちろん、イギリスがEUから離脱した後に、かかる事態がどう変化するかは、予断を許さないが、ただ、イギリスで、上記のように事業再生スキームがこれまで極めて有効に機能してきた背景には、それを支えるイギリス特有の諸制度の存在があるということも、忘れてはならないように思われる。特に重要と思われるのは、次の3つである。

まず第1は、イギリスの事業再生のプロフェッショナルとしての「倒産実務家」(insolvency practitioner) 資格の存在である。イギリスでは、1986年倒産法が施行されるまで、適切な職業資格を有していたり、特にその経験がなくても、receivershipにおけるreceiverになることができたのはもちろんのこと、会社や個人の倒産事件で清算人(liquidator)や個人破産の場合の管財人(trustee)になることができた。しかし、そのために、70年代から80年代の初めにかけて、その点を悪用し、倒産事件の処理によって不当な利益を得ようとする輩が数多く現れるに至った。とりわけ裁判所の関与なしに手続が進められる会社任意清算(voluntary winding up)ではその弊害が著しく、それらの者が会社の清算人となり、会社の財産を実際の価値をはるかに下回る価格で従前の取締役、取締役の関連会社、自己の知人などに売却するといったことが平然と行われていた。かかる弊害を一掃するため、コーク委員会の最終報告書(コーク・リポート)は、倒産事件の処理にあたる者に対して法的規制の必要があることを強調していたが^{*57}、これを受けて、1986年倒産法は、倒産

*56 本稿では省略したが、2002年以降のイギリスの倒産法改正の動向につき、ジェニファー・ペイン(Jenifer Payne)(藤本利一訳)「イギリスの事業再生のこれから」事業再生と債権管理157号(2017年)79頁参照。

*57 Cork Report, Chap.15,16 and 17.

事件の処理にあたる者は、倒産実務家 (insolvency practitioner) の資格をもっていなければならないことにした (倒産法第13章参照)^{*58}。倒産実務家の資格を付与するのは、所轄大臣、または、所轄大臣の認定を受けた専門職団体、例えば、倒産実務家協会 (The Society of Practitioners of Insolvency)、勅許会計士協会 (The Chartered Association of Certified Accountants)、ソリシター協会 (The Law Society) などである (同390条 (2)・391条)。有資格者の大多数は会計士 (accountant) であるが、ソリシター (solicitor) も少数存在するようである^{*59}。倒産実務家の有資格者は、資格付与機関の定めた行為規範 (code of conduct) に従って倒産処理を行わなければならない、また資格の更新制度がある。

第2は、会社取締役の倒産手続申立義務の存在と、その不履行に対する取締役の個人責任追及制度の存在である。現行倒産法の特徴の1つとして、会社が倒産手続とりわけ清算手続に入った場合の、会社を倒産させた取締役の個人責任が強化された点が挙げられている。この取締役の個人責任強化は、コークリポートの提案に従ったものである^{*60}。現行倒産法は、従来から会社法の中に存在していた、①会社財産の横領・不法所持や、失当行為 (misfeasance)、信任義務 (fiduciary duty) 違

*58 倒産実務家 (insolvency practitioner) の資格が必要とされるのは、清算手続における清算人 (liquidator) と仮清算人 (provisional liquidator)、会社管理手続における管理人 (administrator)、管理レシーバーシップにおける管理レシーバー (administrative receiver)、会社または個人の任意整理手続における整理委員 (nominee)・監督委員 (supervisor)、個人破産手続における管財人 (trustee) などである (倒産法1条 (2)・253条 (4)・388条)。これに対し、会社整理計画は、倒産手続ではないから、倒産実務家がこの手続に関与することは要求されていない。ただ、一部の会社整理計画では、整理計画案が債権者集会等で承認され、裁判所によって認可された後に、整理計画に基づく会社債務の履行を監督するため、計画自体に基づいて「監督委員」 (supervisor) が設置されることがある。この監督委員も、必ずしも倒産実務家である必要はないが、最近では、倒産実務家の中から選ばれることが多いようである (内閣府産業再生機構担当室・前掲注 (48) 34頁参照)。倒産実務家 (insolvency practitioner) 制度について詳しくは、小原将照「倒産専門家制度について——イギリスにおける倒産実務家制度を参考にして」岡山商科大学法学論叢13号 (2003年) 78頁以下、高田賢治『破産管財人制度論』 (有斐閣、2012年) 168頁以下、特に182頁以下参照。

*59 少しデータが古いだが、1997年に、イギリスの倒産実務に詳しいソリシター (solicitor) のコルマック・スミス (Cormac Smith) 氏から伺ったところによると、当時イギリスには、2500人程度の倒産実務家がいるとのことであった。その大多数は会計士 (accountant) であり、ソリシターで倒産実務家の資格をもっている者はあまり多くないと教えられたことがある (2500人中、120人程度)。

*60 Cork Report, Chap.44.

反その他会社に対する義務違反のあった取締役に対する簡易な責任追及手続（倒産法212条）と、会社債権者その他の者を欺く（defraud）意思または詐欺の目的（fraudulent purpose）で取引を続けた取締役に対して、会社の清算人（liquidator）からの申立てに基づき、裁判所が会社への清算出資（contributions）を命じうる制度（同213条）を充実・強化した上で、その規定を倒産法に移すとともに、新たに、会社の経営状態が悪化し、倒産が避けられない状況下で漫然といわゆる不当取引（wrongful trading）を続けた取締役に対し、清算人からの申立てに基づき、裁判所が会社への清算出資を命じうる制度を導入した（同214条）^{*61}。イギリスには、これらの個人責任追及制度があるため、会社経営者としては、漫然と経営不振の会社を経営し続けることはできず、適時に倒産手続の利用を決定せざるをえないのである。

第3は、第2点とも関連するが、取締役資格剥奪制度の存在である。イギリスでは、1986年現行倒産法の施行に合わせて、新たに会社取締役資格剥奪法（Company Directors Disqualification Act 1986,c.46）が制定された。同法は、清算手続に入った会社の取締役だけでなく、広く倒産手続に入った会社の取締役を対象としたものであるが、この制度は、会社の倒産処理の過程で、会社の清算人、管理人または管理レシーバーに対し、取締役の過去の行為状況について調査をさせ、清算人等が、当該取締役は会社経営に「不適任」であると判断したときは、所定の手続を経て（同法7条参照）、裁判所が、当該取締役に対し一定期間（2年ないし15年）、取締役資格を剥奪する旨の命令（disqualification order）を発令できるとするものである（同法6条）。ここにいう「取締役」には、「影の取締役」（shadow director）も含まれる（同法6条(3)・22条(4)）。影の取締役とは、会社の取締役を自己の道具として利用している支配株主や倒産会社を実質的に支配している金融機関等を指す。ま

*61 以上につき、本問法之「イギリス倒産法における『不当取引Wrongful Trading』——破産手続内における取締役の故事な責任追及の可能性」中村英郎先生古稀祝賀論文集（上巻）『民事訴訟法学の新たな展開』（成文堂、1996年）569頁以下、同「企業倒産時における経営者の責任追及」岡山商科大学法学論叢8号（2000年）563頁、中島弘雅「会社経営者の倒産責任の取り方に関する覚書き——イギリス倒産法からの示唆」河野正憲先生古稀祝賀『民事手続法の比較法・歴史的研究』（慈学社、2014年）471頁以下参照。イギリスの取締役の個人責任制度のうち、特に倒産法214条所定の「不当取引」に基づく取締役責任については、武田典浩「イギリス倒産法における不当取引責任——近時の展開とその問題点」永井和之先生古稀記念論文集『企業法学の論理と体系』（中央経済社、2016年）483頁以下、さらに、「不当取引」に基づく取締役の義務違反が具体的にどのような場合に認められてきたかについて詳しくは、岩淵重広「倒産局面にある会社の取締役の義務——イギリス法における不当取引と債権者の利益を考慮する義務を参考にして」同志社法学67巻5号（2015年）257頁以下参照。

た、取締役資格剥奪制度の対象となる「取締役」には、「事実上の取締役」(de fact director) も含まれる。事実上の取締役とは、選任手続や資格要件に瑕疵があるものの、事実上会社の取締役として振る舞っていた者をいう^{*62}。そして、実際にも年間1000人を超える取締役が、裁判所の命令によって、その取締役資格を剥奪されている^{*63}。

イギリスの事業再生スキームについて論じる際には、これらの諸制度の存在にも留意する必要があることを最後に指摘して、この拙い本稿を閉じる。専門分野を同じくする者として、2021年3月末をもって専修大学を定年退職される野村秀敏教授のご健勝とご多幸をお祈り申し上げる次第である。

〔追記〕 イギリスでは、2020年6月26日に、企業倒産・ガバナンス法 (Corporate Insolvency and Governance Act 2020,c.12) が発効した。同法は、何よりも、①新型コロナウイルスの大流行とそれに伴う経済危機に対する政府の対応の一環として、会社を清算に追い込んだ役員の実任追及について定めた倒産法214条 (wrongful trading) の規定を2020年3月1日から6月30日まで (後に9月30日まで延長) 一時的に効力を停止することや、②株主総会の開催方法・時期についての特例 (オンライン会議の許容等)、③計算書類届出時期の延長などの暫定的な緊急措置を定めている。しかし、同法は、同時に、長引く経済危機の中で経営不振に陥っているイギリスの企業を救済するための恒久的な措置として、①モラトリアム (moratorium) を認め (20営業日の間 (延長もありうる)、履行期が到来した債務の弁済を猶予し、担保実行や倒産申立てを禁じるなどして、再建 (救済) 計画案の策定を可能にするDIP型手続の導入、②商品やサービス (公益事業やITサービス等) の供給契約における倒産解除特約の効力の否定、③新しい事業再編計画 (restructuring plan) 制度の導入といった恒久的な措置も定めている。同法の詳細については、後日、改めて紹介したい。

*62 取締役として「不適任」であることを理由とする取締役資格剥奪制度については、中島弘雅「倒産責任としての取締役資格剥奪について——イギリス法における取扱い」加藤勝郎=柿崎栄治先生古稀記念論文集『社債と証券の法理』(商事法務研究会、1999年)437頁以下、同・前掲注(61)482頁以下、中島=田頭編・前掲注(49)124頁以下[本問法之]参照。また、取締役資格剥奪制度全体についての詳細な研究として、中村康江「英国における取締役の資格剥奪(1)(2・完)」立命館法学273号(2000年)2236頁以下、同277号(2001年)884頁以下がある。

*63 I.F.Fletcher, *The Law of Insolvency* (4th.ed.2009),1068 Table B(11)参照。